第八十条第一項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額
第百三十五条第二項	附帯税の額を除く。）	附帯税の額を除くものとし、租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。）

9　厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣は、第一項の規定により法人を指定したときは、これを告示する。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の四　法第四十二条の十二の四第二項第一号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　役員（法第四十二条の十二の四第二項第一号に規定する役員をいう。次号及び第三号において同じ。）の親族

二　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

2　法第四十二条の十二の四第二項第一号に規定する政令で定めるものは、当該法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第百八条に規定する賃金台帳に記載された者とする。

3　法第四十二条の十二の四第一項の規定の適用を受けようとする法人が次の各号に掲げる合併法人に該当する場合の同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この条において「適用年度」という。）における当該法人の法第四十二条の十二の四第二項第四号に規定する基準雇用者給与等支給額（第五項及び第八項において「基準雇用者給与等支給額」という。）の計算については、当該法人の当該各号に規定する調整対象基準年度に係る当該法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第二項第一号に規定する国内雇用者（以下この条において「国内雇用者」という。）に対する給与等（同項第二号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の同項第三号に規定する支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号に規定する支給額。以下この条において「給与等支給額」という。）は、当該各号に定めるところによる。

一　適用年度（設立の日を含む最も古い事業年度等（法第四十二条の十二の四第二項第四号に規定する最も古い事業年度等をいう。以下この条において同じ。）を除く。）において行われた合併に係る合併法人（第三号に掲げる合併法人に該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）当該合併法人の同項第四号に規定する基準事業年度又は同号イに規定する基準連結事業年度（当該基準事業年度又は基準連結事業年度がない場合には、最も古い事業年度等。以下この号において「調整対象基準年度」という。）については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象基準年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の当該調整対象基準年度に係る給与等支給額

ロ　当該合併法人の当該調整対象基準年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の四第二項第四号に規定する基準事業年度又は同号イに規定する基準連結事業年度（当該基準事業年度又は基準連結事業年度がない場合には、最も古い事業年度等。以下この号において「調整対象基準年度」という。）開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた合併に係る合併法人　当該合併法人の当該調整対象基準年度に係る給与等支給額を合計した金額をもつて当該調整対象基準年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の当該調整対象基準年度に係る給与等支給額

ロ　当該合併法人の当該調整対象基準年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額

三　合併により設立した合併法人（その設立の日が平成二十五年四月一日以後であるものに限る。）当該合併に係る被合併法人のうち当該合併の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準被合併法人」という。）の事業年度（当該基準被合併法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）を当該合併法人の事業年度とみなした場合における法第四十二条の十二の四第二項第四号に規定する基準事業年度又は同号イに規定する基準連結事業年度（以下この号において「調整対象基準年度」という。）については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象基準年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の当該調整対象基準年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人のうち当該基準被合併法人以外のものの月別給与等支給額を合計した金額

ロ　当該合併に係る被合併法人のうち当該基準被合併法人の当該事業年度に対応する基準被合併法人の当該事業年度に係る給与等支給額

4　前項に規定する月別給与等支給額とは、その合併に係る被合併法人の各事業年度（当該被合併法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）の給与等支給額をそれぞれ当該各事業年度等の月数で除して計算した金額を当該各事業年度等に含まれる月に係るものとみなしたものをいう。

5　法第四十二条の十二の四第一項の規定の適用を受けようとする法人が分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合（分割法人等にあつては第一号イ又はロに掲げる法人に該当する場合に、分割承継法人等にあつては第二号イ若しくはロ又は第三号に掲げる法人に該当する場合に、それぞれ限る。）の適用年度における当該法人の基準雇用者給与等支給額の計算については、当該法人の次の各号に規定する調整対象基準年度に係る給与等支給額は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　分割法人等　当該分割法人等のイ及びロに規定する調整対象基準年度ごとに当該分割法人等の当該調整対象基準年度に係る給与等支給額から次に掲げる分割法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額

イ　適用年度（設立の日を含む最も古い事業年度等を除く。）において行われた分割等（分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいう。以下この号において同じ。）に係る分割法人等　当該分割法人等の法第四十二条の十二の四第二項第四号に規定する基準事業年度又は同号イに規定する基準連結事業年度（当該基準事業年度又は基準連結事業年度がない場合には、最も古い事業年度等。イにおいて「調整対象基準年度」という。）については、当該分割法人等の当該調整対象基準年度に係る移転給与等支給額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ　法第四十二条の十二の四第二項第四号に規定する基準事業年度又は同号イに規定する基準連結事業年度（当該基準事業年度又は基準連結事業年度がない場合には、最も古い事業年度等。ロにおいて「調整対象基準年度」という。）開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る分割法人等　当該分割法人等の当該調整対象基準年度に係る移転給与等支給額